

## 施設（法人）の概要

|        |                         |  |                         |  |
|--------|-------------------------|--|-------------------------|--|
| 法人の概要  | 事業者（法人）の名称              | 医療法人徳洲会  |                         |  |
|        | 事務所の所在地                 | 大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1-1200号   |                         |  |
|        | 代表者（理事長）の氏名             | 東上 震一  |                         |  |
|        | 事業所の連絡先                 | 06-6346-2888   |                         |  |
| 施設の概要  | 施設の名称                   | 介護老人保健施設まつど徳洲苑   |                         |  |
|        | 介護保険事業所番号               | 介護老人保健施設（1252480148号）  |                         |  |
|        | 管理者（施設長）の氏名             | 水野 和子  |                         |  |
|        | 施設の所在地                  | 千葉県松戸市幸田180-1  |                         |  |
|        | 電話番号                    | 047-309-7172   |                         |  |
|        | FAX番号                   | 047-309-5125   |                         |  |
|        | 開設年月日                   | 平成18年9月1日  |                         |  |
|        | 敷 地                     | 6,566.06 m <sup>2</sup>  |                         |  |
|        | 建 物                     | 構 造  | 鉄筋コンクリート造り 地上4階建        |  |
|        |                         | 延べ床面積  | 6,159.58 m <sup>2</sup> |  |
|        |                         | 利用定員   | 入所 100名（うち認知症専門棟36名）    |  |
|        | 通所 30名                  |  |                         |  |
|        | 提供するサービス                | 介護老人保健施設<br>短期入所療養介護<br>通所リハビリテーション<br>介護予防短期入所療養介護<br>介護予防通所リハビリテーション |                         |  |
| 協力医療機関 | 千葉西総合病院<br>立川歯科医院我孫子診療所 |  |                         |  |

## 個人情報の利用目的

介護老人保健施設まつどでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【その他の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当事業所において行われる学生の実習への協力
  - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち外部監査機関への情報提供

# 苦 情 処 理 体 制

## 1. 利用者からの相談又は苦情等に対する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情受付窓口担当者

職種 支援相談員 小室定男・本庄光  
 介護支援専門員 井上陽子・東川とも子  
**介護看護責任者 木村恵子**

相談・苦情受付窓口連絡先・受付時間

電話番号 047-309-7172  
 FAX番号 047-309-5125  
 月曜日～土曜日 08時30分～17時00分

## 2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情内容の受付、把握
- (2) 問題が生じた部署に事実確認
- (3) 管理者等施設の責任者に苦情内容を伝達し、施設としての意思決定（謝罪、事実の伝達（説明）、市町村・県等への報告等）
- (4) 施設における反省事項の整理（苦情対策委員会で報告し全職員へ内容回覧し周知する）
- (5) 苦情処理台帳への記載

## 3. 損害保険の加入について

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

## 4. その他の参考事項

詳細については、苦情・相談対応結果報告書を使用する。

公的機関の受付窓口

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 松戸市役所<br>介護支援課 介護給付担当室        | 千葉県松戸市根本387-5<br>047-366-7067<br>月曜日～金曜日 9時00分～17時00分         |
| 千葉県国民健康保険団体連合会<br>介護保険課 苦情処理係 | 千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号<br>043-254-7428<br>月曜日～金曜日 9時00分～17時00分    |
| 千葉県健康福祉部<br>高齢者福祉課 介護事業者指導班   | 千葉県千葉市中央区市場町1-1本庁舎12階<br>043-223-2834<br>月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 |

## 感染予防対策管理指針

介護老人保健施設まつど徳洲苑  
(管理者) 施設長 水野 和子

『平常時の予防対策』・『発生時の予防対策』の2つの対応体制、『インフルエンザ感染予防対策』・『感染性胃腸炎』・『その他の感染症』をマニュアルに規定する。

施設管理者は、高齢者の特性、高齢者介護施設の特性、施設における感染症の理解、感染に対する知識（予防・発生時の対応）の習得、施設内活動の推進（感染予防対策/教育委員会の設置・指針の策定・研修の実施・施設整備など）を行う。

また職員は、高齢者の特性、高齢者介護施設の特性、施設における感染症の理解、感染に対する知識の習得、日常業務における実践・自分自身の健康管理（感染源・媒体者にならないなど）を行う事を積極的に取り組む。

### ※介護施設・事業所における業務継続計画ガイドラインについて

・介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供できるよう努める。

・必要なサービスを継続的に提供するため、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定し、支援するための業務継続ガイドライン等を作成する。

### 『平常時の予防対策』

1. 事業所内の衛生管理
  - ① 環境整備
  - ② 排泄物の処理
  - ③ 血液・体液の処理
2. 看護・介護ケアと予防対策
  - ① 標準的な予防策
  - ② 正しい手洗いの実施
  - ③ 食事介助
  - ④ 排泄介助
  - ⑤ 医療処置
  - ⑥ 日常の観察

### 『発生時の対応』

- ① 発生状況の把握
- ② 感染拡大の防止
- ③ 医療処置
- ④ 行政への報告
- ⑤ 医療機関への連携

### 『個別の感染対策』

1. インフルエンザ感染予防対策
2. 感染性胃腸炎対策
3. その他の主な感染症対策（MRSA・疥癬・結核・腸管出血性大腸菌感染症・コロナウイルス感染症等）
4. 通所リハビリテーション感染予防対策

附則 医療法人徳洲会介護老人保健施設まつど徳洲苑『感染管理指針・感染予防対策マニュアル』は、必要時見直し、更新される。

更新・改定に関しては、感染予防委員会で検討し、運営委員会に於いて審議決定される。

## 褥瘡予防対策

1. 入所日に日常生活自立度及び褥瘡状況を用いリスクの評価をする。
2. リスク大の場合は診療計画書、ケアプラン立案し予防対策を実施する。
3. 入所時から褥瘡の形成が見られるときは、発生報告書及び診療計画書にて褥瘡状態の評価を行いケアプラン立案し実施する。以後は経過記録表に記入していく。
4. 必要に応じてデジタルカメラにて写真を撮り記録を残す。『褥瘡経過評価表』に貼る。
5. 入所後に発生した場合は、発見者が担当看護師に報告し褥瘡発生報告書及び診療計画書にて褥瘡の評価を行いケア計画と医師の指示に基づき処置を実施する。
6. 毎週1回評価し、『褥瘡経過評価表』に経過を記録する。
7. 『褥瘡経過評価表』を再度評価し直す。
8. 褥瘡予防対策委員会にて報告。

褥瘡対策チーム：

- 施設長
- 看護介護責任者**
- 看護師
- 各フロアー介護リーダー
- 管理栄養士
- リハビリ
- 介護支援専門員
- 支援相談員

## 安全対策管理指針

医療法人徳洲会

介護老人保健施設まつど徳洲苑

(管理者) 施設長 水野 和子

医療法人徳洲会介護老人保健施設まつど徳洲苑に於いては、利用者が安全かつ安心して生活できる環境を整える為に、(管理者)施設長のリーダーシップの下、全職種がそれぞれの立場から安全対策に取り組む。全職員は利用者の安全を確保し、必要な介護保険施設サービスを提供していく為に委員会活動や研修へ積極的に参加し研鑽に務める。

### 1. 安全対策委員会の設置

全職員から2名以上の委員を選出し、委員長(担当者)・副委員長を選出。

構成：委員長1名、副委員長2名、委員 から成る

定例会開催：毎月第4金曜日16:30～

委員会活動：『インシデント・アクシデントレポート』の集計報告を行い傾向と対策について確認・検討を行う

- ・安全対策の周知徹底
- ・問題について
- ・研修会案の検討と教育委員会との連携

### 2. インシデント・アクシデントレポート報告

### 3. インシデント・アクシデントレポート

### 4. 転倒・転落予防対策マニュアル

### 5. 身体拘束廃止マニュアル・虐待防止マニュアル

### 6. 利用者の離苑マニュアル

### 9. 職員緊急連絡網

### 10. 行政への届出について(必要時)

#### 附則

医療法人徳洲会介護老人保健施設まつど徳洲苑『安全対策管理指針・安全対策マニュアル』は、必要時見直し、更新される。

更新・改定に関しては、安全対策委員会で検討し、運営委員会に於いて審議決定される。

## ハラスメント対策の強化

医療法人徳洲会

介護老人保健施設まつど徳洲苑

(管理者) 施設長 水野 和子

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ対策を講じる。職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動 であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう。

「優越的な関係を背景とした」言動とは

- ・職務上の地位が上位の者による言動
- ・同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの
- ・同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの

「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」言動とは

- ・業務上明らかに必要性のない言動
- ・業務の目的を大きく逸脱した言動
- ・業務を遂行するための手段として不適当な言動
- ・当該行為の回数、行為者の数等、その態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動

「労働者の就業環境が害される」とは

労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを指す。

### 【措置の内容】

労働施策総合推進法において、事業主に対して、事業主の方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置、男女雇用機会均等法において、事業主が雇用管理上行うことが「望ましい取組」として防止対策講ずる。

1. 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
2. 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
3. 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

## 高齢者虐待方針

医療法人徳洲会

介護老人保健施設まつど徳洲苑

(管理者) 施設長 水野 和子

医療法人徳洲会介護老人保健施設まつど徳洲苑に於いては、利用者が安全かつ安心して生活できる環境を整える為に、(管理者)施設長のリーダーシップの下、全職種がそれぞれの立場から高齢者虐待に取り組む。全職員は利用者の安全を確保し、必要な介護保険施設サービスを提供していく為に委員会活動や研修へ積極的に参加し研鑽に務める。

※高齢者虐待防止法では、「高齢者」を 65 歳以上の者と定義しています(第2条第1項)。ただし、65 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他 養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます(第2条第6項)。

### 虐待防止委員会の設置

全職員から 2 名以上の委員を選出し、委員長(担当者とする)・副委員長を選出。

構成：委員長 1 名、副委員長 2 名、委員 から成る

定例会開催：毎月第 1 月曜日

委員会活動：傾向と対策について確認・検討を行う

○老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う次の行為

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき 職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える 言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

### < 高齢者虐待への対応 >

養介護施設従事者による高齢者虐待を発見した場合の通報、養介護施設従事者等は「養介護施設従事者等の業務に従事している者によって高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見」した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないことになっています(第 21 条第 1 項)。

また、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体、市町村「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用し連携協力体制構築する。